

山梨県岩石採取計画に係る

認可期間を定める事務処理要領

(改) 平成2年3月12日森土第3-11号

(改) 平成28年3月25日森整第1903号

(目的)

第1条 この要領は、山梨県岩石採取計画認可事務取扱要綱第4条第1号に規定する認可する採取の期間について定めるものとする。

(認可期間)

第2条 岩石採取計画に係る認可期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 7年以内とする場合

次の要件を全て満たすものであること。ただし、要件を全て満たすものであっても、立地・環境条件、過去の災害や事故の発生状況等から勘案し、知事が7年以内とすることが適当でないとする場合は、5年以内又は3年以内とする。

- ① 山梨県山砕石事業協同組合が行う緑化整備事業運営規約第13条に規定する保証を有するものであること。
- ② 現行の認可について、1年以内の認可期間又は3年以内の認可期間が適当と認められた採石場以外で、継続して6年以上操業し、かつ、認可に係る採掘面積が1ha以上であるもの。
- ③ 現行の認可採取計画等の履行状況において、認可採取計画等の遵守状況及び災害防止等についての自主管理が適当であると認められるもの。

(2) 5年以内とする場合

次の要件を全て満たすものであること。ただし、要件を全て満たすものであっても、立地・環境条件、過去の災害や事故の発生状況等から勘案し、知事が5年以内とすることが適当でないとする場合は、3年以内とする。

- ① 山梨県山砕石事業協同組合が行う緑化整備事業運営規約第13条に規定する保証を有するものであること。
- ② 継続して4年以上操業している採石場で、かつ、認可に係る採掘面積が1ha以上であるもの。
- ③ 現行の認可採取計画等の履行状況において、認可採取計画等の遵守状況及び災害防止等についての自主管理が適当であると認められるもの。

(3) 3年以内とする場合

- ① 前各号及び次号に該当しないもの。
- ② 採石場の立地・環境条件、過去の災害や事故の発生状況等を勘案し、知事が3年以内とすることが適当と認めたもの。

(4) 1年以内とする場合

- ① 新規の採石場を開設するもの。
- ② 他の採取業者が採取していた採石場を引き継いで、採石を行うもの。
- ③ 休止又は廃止していた採石場を再開するもの。
- ④ 認可期間中に採石法第33条の9（変更命令）及び同法第33条の13（緊急措置命令等）に基づく命令を受け、当該命令に基づき施工を完了し事業を再開しようとするもの。

(事前協議)

第3条 前条(1)又は(2)に規定する認可期間を受けようとするものは、事前協議書(様式1号。以下「事前協議書」という。)を認可申請を行おうとする日の30日前までに知事に提出し、協議しなければならない。

(審査)

第4条 知事は、前条に係る事前協議書が提出された時は、第2条(1)又は(2)の①・②の要件を満たすものであることを確認するとともに、法定事項及び関係他法令の遵守状況並びに現行の認可採取計画等の履行状況について現地調査等を行い審査するものとする。なお、現地調査に当たっては、申請者又は当該採取場を管理する業務管理者の立会を求めることとする。

(認可期間の決定通知)

第5条 知事は、前条の審査結果及び当該採取場の立地・環境条件、過去の災害や事故の発生状況等を勘案し、申請に係る認可期間を決定し、認可期間決定通知(様式第2号)を申請者に通知するものとする。申請者は通知された認可期間により、岩石採取計画を作成し認可申請を行うものとする。

附則

1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1)

岩石採取計画認可申請に係る事前協議書

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏 名

印

(TEL

)

岩石の採取計画について、5年・7年以内の認可期間の適用を受けたいので、山梨県岩石採取計画に係る認可期間を定める事務処理要領第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり協議します。

記

1	登録年月日	平成 年 月 日	登録番号	第 号	
2	岩石採取場の所在地				
3	現在の認可期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
4	申請しようとする認可期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
5	「4」の期間を申請する理由				
6	採取する岩石の種類				
7	申請しようとする	全体面積	m ²	採掘面積	m ²
8	採取場の規模	採取数量	m ³		
9	破碎洗浄選別の有無	有	無		

※「5年・7年」は、いずれか一方を消すこと。

1 認可採取計画等の履行状況

	項 目	認可採取計画等の概要	履行状況
1	保全区域	(幅、延長ほか)	
2	転落石防止施設	(箇所数、延長、構造ほか)	
3	車両等の通路	(幅員、延長、平均勾配ほか)	
4	ベンチの 高さ及び幅 (16に係るものを 除く。)	(場所、出来高、構造ほか)	
5	ベンチの 法面 (16に係るものを 除く。)	(場所、出来高、構造ほか)	
6	粉じん災害 防止措置 (11、12、13に 係るものを除く。)	(実施場所及び方法ほか)	
7	騒音災害 防止措置 (13に係るものを 除く。)	(実施場所及び方法ほか)	
8	場外搬出路等	(箇所数、汚れ対策ほか)	
9	排水路	(箇所数、延長、管理ほか)	

10	沈砂（澱）池等	(箇所数、浚渫ほか)	
11	廃土石の 場内たい積	(処理量、面積、実施方法ほか)	
12	廃土石の 場外たい積	(処理量、面積、実施方法ほか)	
13	破碎・選別・ 洗浄施設	(粉じん、騒音、汚濁水対策ほか)	
14	埋戻し又は盛土	(処理量、面積、実施方法ほか)	
15	緑化	(場所、出来高、方法ほか)	
16	最終残壁	(場所、出来高、構造ほか)	
17	認可の条件	(主な認可の条件)	

※「履行状況」は、岩石採取計画認可申請に係る事前協議書提出時の認可期間における、実績及び見込みを記載すること。

2 地域住民への対策

	項目	発生状況	対応(改善状況)
1	騒音 粉塵 振動 交通問題等		
2	隣接者との 紛争		

3 認可期間中の指示事項及び処理状況

主体	指示事項(指示を受けた日)	対応(完了した日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 他の行政機関 ・ 学識経験者等 ・ 組合、その他 		

※主体欄には○印を付すこと。

4 法定事項等の処理状況

	項 目	処 理 状 況
採 石 法	法定標識の設置 (位置記載内容)	
	帳簿の記載 備付け	
	11条報告 (提出状況・ 記載の内容)	
他 法 令 に 基 づ く 規 制 状 況	関係他法令の名称	
	許可・届出等の 状 況	
講 習 会 等 へ の 出 席	講 習 会 名 実 施 日 時 受 講 者 名	

様式第2-1号

森整第 号
平成 年 月 日

採 石 業 者 殿

山梨県森林環境部長

認可期間の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで協議のあったこのことについて審査した結果
5年・7年以内の認可期間が適当と認められるので、当該協議の内容に基づき
岩石採取計画の認可申請を行ってください。

様式第2-2

森整第
平成 年 月 日 号

採 石 業 者 殿

山梨県森林環境部長

認可期間の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで協議のあったこのことについて審査した結果、別紙の理由により、3年・5年以内の認可期間が適当と認められるので、別紙の指示事項について、現認可期間内に是正のうえ、岩石採取計画の認可申請を行ってください。

別 紙

3年 ・ 5年 以内の認可期間とする理由

上記の事項が不適切であり、「山梨県岩石採取計画に係る認可期間を定める事務
処理要領」第2条 (1)③ ・ (2)③ の規定に該当しなかったため。